

# 第4次男女共同参画基本計画の構成(案)

## I 基本的な方針

【目指すべき社会】【策定方針と構成】等

## II あらゆる分野における女性の活躍

① 男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍

- ・ 男性型の働き方等の改革(長時間労働などの働き方改革、家事・育児への参画、人材育成等)
- ・ 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)

② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・ 「30%」達成に向けたロードマップ
- ・ 政治・司法・行政・雇用の女性参画 →さらに踏み込んだポジティブ・アクション
- ・ その他(地域、農山漁村、科学技術・学術、教育、メディア、防災・復興、医療)

③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- ・ 均等な機会・待遇(セクハラ・マタハラ含む)、非正規、再就職・起業、自営業
- ・ M字カーブ解消、働き方改革

④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

- ・ 地域の活動(まちづくり・環境・観光・文化)
- ・ 農山漁村の意識改革、経済的地位・就業環境

⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ・ 女性研究者・技術者等の活躍に向けた環境整備
- ・ 女子学生・生徒の理工系への進学支援

## III 安全・安心な暮らしの実現

⑥ 生涯を通じた女性の健康支援

- ・ 生涯を通じた健康、性差に応じた健康、妊娠・出産に係る健康(性教育・リプロ含む)、スポーツ

⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ 予防・対応の基盤整備、DV・ストーカー・性犯罪、売買春・人身取引等の対策(子ども含む)
- ・ メディアの性・暴力表現、児童ポルノ対策

⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ・ 就業・生活の安定、ひとり親家庭等への支援(貧困の次世代連鎖防止を含む)、子ども・若者の自立支援
- ・ 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

## IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- ・ 子育て・介護支援制度
- ・ 中立的な社会制度(税制、社会保障制度、家族法制 等)

⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- ・ 国民的広がりを持った広報・啓発、男女共同参画等の教育・学習
- ・ 女性の人権を尊重したメディアの表現、行政機関の表現

⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- ・ 各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映
- ・ 防災・復興の現場の男女共同参画、国際的な防災協力

⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ・ 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応
- ・ 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

## V 推進体制の整備・強化

- ・ 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策決定・予算編成等の推進
- ・ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援



# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。

そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

## 基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

## 事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は右記の事項を実施(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
- 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

## 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

## その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。